



夫婦でゆっくり子育てを。

男性教職員も育児休業制度を活用しましょう

男性教職員の皆様へ



妻は専業主婦なので
自分は育児休業は取得
できない・・・。



妻が育児休業の予
定だから自分は取得
できないな・・・。


と思いませんか？

妻が専業主婦であっても、また会社員や本学の教職員で育児休業を取得する予定があっても、夫も育児休業を取得できる期間があります！！

それは妻の産後8週間までの期間です。

妻が会社員の場合でも産後8週間までは法律により必ず休暇を取得しなければなりません。

そしてこの妻の産後8週間までの期間中なら妻の就業の有無に関係なく、夫である貴方も育児休業を取得して夫婦で子育てに専念することも可能なのです！！



でも、そんなに長く
休めないよ・・・。

と諦めていませんか？

本学の育児休業制度は職務の都合に合わせて1ヶ月
とか2週間といった短期間でも取得可能です！

国立大学法人信州大学

総務部人事課 人材育成グループ

電話 0263(37)2139 内線811-2140

FAX 0263(37)3314

この機会に育児休業制度の利用を考えてみませんか？

「育児休業してみようかな・・・。」
と思ったらまずは所属部局の人事担当部署までお問い合わせください。